

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、子ども・子育て支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

塩竈市長

公表日

令和7年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の現実に寄与することを目的とし、保育所入所に関して、資格等の審査を行い、保育料の決定等に関する事務を行う。
③システムの名称	支給認定管理システム(児童福祉システム)、支給認定管理システム(児童福祉システム)(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表127の項 ・別表主務省令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・別表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保育課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-353-7797
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	USBメモリやICカード等は金庫に保管し施錠することを徹底、マニュアルやヒヤリハットを職員間で共有するなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の94の項 (別表第二における情報照会の根拠)	番号法第9条第1項 ・別表第一の94の項 (別表第二における情報照会の根拠)	事後	
平成29年8月4日	I-4②法令上の根拠	・別表第二の116の項	・別表第二の116の項	事後	
平成29年8月4日	I-5②所属長	子育て支援課長 木村 雅之	子育て支援課長 小倉 知美	事後	
平成29年8月4日	II-1. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年8月4日	II-2. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	II-1. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	II-2. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長	子育て支援課長 小倉 知美	子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	II-1. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム)	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた紐付け、事務に	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス)	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	特に力を入れている(人手)、[○]接続しない(提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[○]自己点検、[○]内部監査	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	特に力を入れて行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	II-1. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事前	
令和2年5月18日	II-2. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事前	
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の94の項 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第9条第1項 ・別表第一の94の項 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	・提供なし		事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図
令和3年7月15日	I-5②所属長の役職名	子育て支援課長	健康福祉部次長兼子育て支援課長	事後	
令和3年7月15日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	II-2. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	I-5①部署	子育て支援課	保育課	事後	
令和5年3月20日	I-5②所属長の役職名	健康福祉部次長兼子育て支援課長	保育課長	事後	
令和5年3月20日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て支援課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-353-7797	保育課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-353-7797	事後	
令和5年3月20日	II-1. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
	II-2. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	II-1. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
	II-2. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 I 関連情報 3. 個人番号の利用 I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	保育料の決定等に関する事務及び放課後児童クラブに関する事務を行う 番号法第9条第1項 ・別表第一の94の項 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	保育料の決定等に関する事務を行う 番号法第9条第1項 ・別表127の項 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務	事後	
	II-1. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
	II-2. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
	II しい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年1月30日	II-1. 一つの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月27日 時点	事後	
	II-2. 一つの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月27日 時点	事後	
	I-1-③システムの名称	なし	支給認定管理システム(児童福祉システム)(カバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
	II しい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	